

# 早期復興に向けた取り組み

## ■ 仮設住宅の建設、仮設店舗「復興元気村パラール」の建設

震災復興事業に向けた都市計画決定と被災市街地特別措置法の施行によって、行政が売却希望がある土地所有者から事業計画に先立ち土地の買収をすること可能となりました。

これにより行政は、住民側からの仮設店舗の要望に対して、転出希望者から買収した複数筆の土地での建設計画を立て、取得地だけでは足りない場合には土地所有者から借地して建設する計画を発表しました。

こうして仮設住宅・店舗については、六甲道駅南地区で平成7年7月に36戸、10月に22戸の完成・入居、年度内に96戸完成しました。新長田駅南地区では、同年6月に104戸、7月に60戸が入居し、年度内に284戸の完成・入居となりました。

また、震災後設立された新長田駅南地区の久二塚地区震災復興まちづくり協議会では、「焼け野原の中でお客をいかに呼び戻し、なおかつ震災前より売り上げを伸ばせるか」という目標を実現するため、仮設店舗の用地を腕塚5丁目の1ヶ所に集約し、集合仮設店舗を建設することを決議しました。

早期に多くの土地を確保するため、まちづくり協議会が中心となって被災建物の公費解体のとりまとめ、個々の地主等からの土地の借り上げ交渉、集合仮設店舗の建設・運営計画を進め、多くの商業者・地権者の連携と協力により、「復興元気村パラール」が平成7年6月10日にオープン、平成7年12月21日の第2期オープンで100店舗による大型仮設店舗となり、地元にも復興に向けた明るい兆しが目に見えてわかるようになりました。



復興元気村パラール



震災前(平成5年) ~新長田駅南地区~



震災後(平成7年) ~新長田駅南地区~

## ■ 生活再建の基盤となる受皿住宅

市街地再開発事業では、区画整理事業とは異なり、借家人も生活再建(補償)の対象となります。

そこで事業区域内において、特別措置法の施行により行政が事業計画決定に先立ち買収した土地を利用して、その土地の建物に居住していた借家人や、建物共同化に伴い家賃が増額して再入居が困難となる借家人のために、市営住宅の一種である「受皿住宅」(従前居住者用賃貸)を建設し、優先的に入居できるようにしました。

そして、六甲道駅南地区で3棟120戸、新長田駅南地区では7棟639戸、計759戸が供給されました。両地区では一般の再開発のビルに比べて2年程度早い時期に完成し、いち早く借家人の入居が可能となりました。

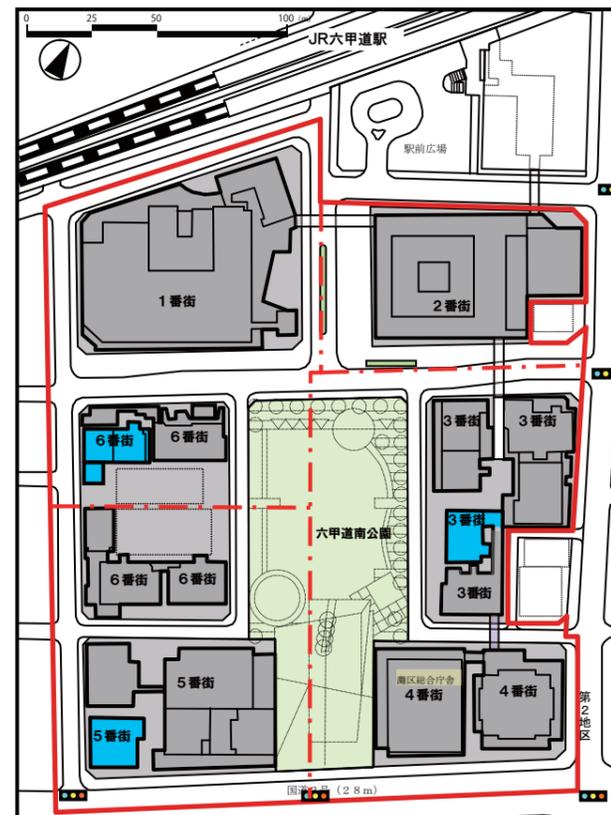


Welb 六甲道5番街2番館

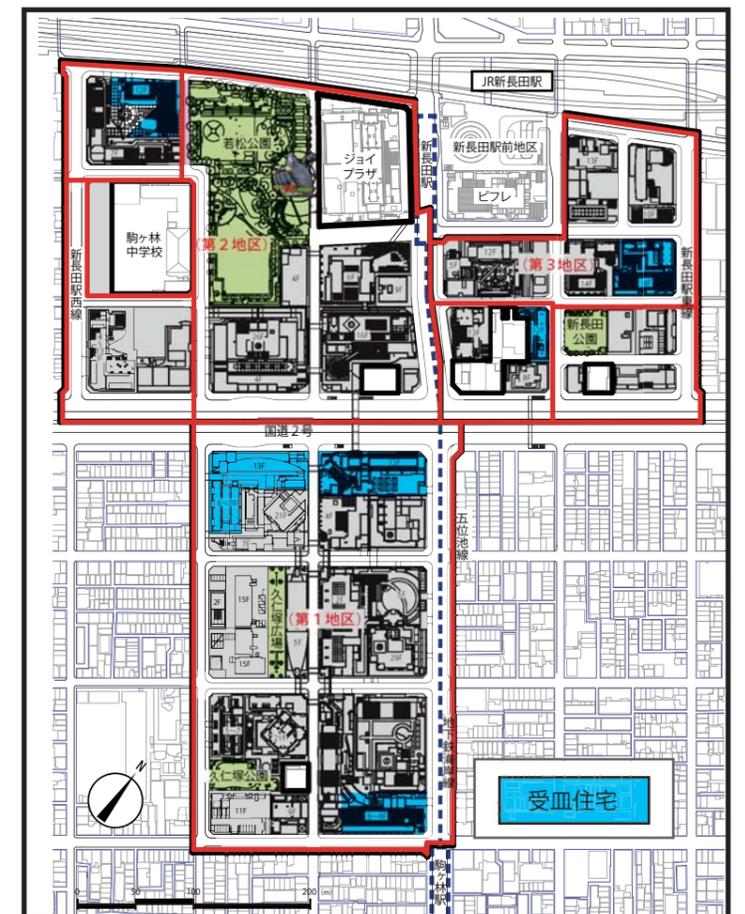
久二塚西住宅

復興再開発事業地区内での受皿住宅の建設概要

地区名	住宅名	建設戸数	竣工年月
六甲道駅南	3番街3番館	35	平成12年 8月
	5番街2番館	41	平成11年10月
	6番街2番館	44	平成12年 4月
新長田駅南	久二塚東住宅	108	平成11年11月
	久二塚西住宅	99	平成11年11月
	久二塚西ふれあい住宅	58	平成10年11月
	フレール・アスタニ葉	97	平成16年 3月
	日吉2第2住宅	140	平成11年 3月
	フレール・アスタ若松	127	平成13年 1月
フレール・アスタ大橋	10	平成14年 2月	
計		759	



六甲道駅南地区の受皿住宅の分布



新長田駅南地区の受皿住宅の分布